

令和7年度
邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金
公募要領

令和6年4月1日
邑南町医療福祉政策課

《重要》

- (1) 申請に関して、本公募要領と併せて邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金交付要綱を確認のうえ、応募して下さい。
- (2) 補助金の正式決定は、令和7年度予算の成立が前提となるため、今後内容が変更となることもありますので、あらかじめご了承下さい。
- (3) 申請内容に虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消しますので、ご了承下さい。

1. 目的

邑南町内において医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち民間診療所を新規開設又は事業承継を目的とした拡充を行う医師、歯科医師又は医療法人の代表者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、「邑南町地域医療構想」に掲げる必要な医療機能の確保を図ることを目的とする。

2. 補助対象者

(1) 新規開設

町内において民間診療所を新規開設する医師・歯科医師・医療法人（以下、「医師等」という）
※町内の廃止となった診療所を譲り受けた場合も含む。

(2) 事業承継

既に町内に開設されている民間診療所の事業承継を目的として拡充する医師等

3. 補助金交付要件

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する（住民基本台帳上）もしくは、町内に住所を有する見込みである者
- (2) 開設（事業承継）後、10年以上運営し、かつ外来診療を継続する見込みである者
- (3) 邑智郡医師会、邑智郡歯科医師会に加入し、積極的に地域医療へ貢献する者
- (4) 町が行う保健・医療・福祉等に関する事業に協力する者
- (5) 町税の滞納がない者

4. 補助対象経費及び補助率等

補助対象経費は、診療所として一般に必要とされる機能を有するために必要な範囲内に限る。

補助対象経費	補助率等
(1) 新規開設 ア 土地、建物の取得 イ 医療機器(1医療機器あたり1,000千円以上)の取得 ウ 建物の建設工事 上記ア～ウの合計額	1/2（上限額 10,000千円）
(2) 事業承継 (1)に同じ	1/2（上限額 5,000千円）

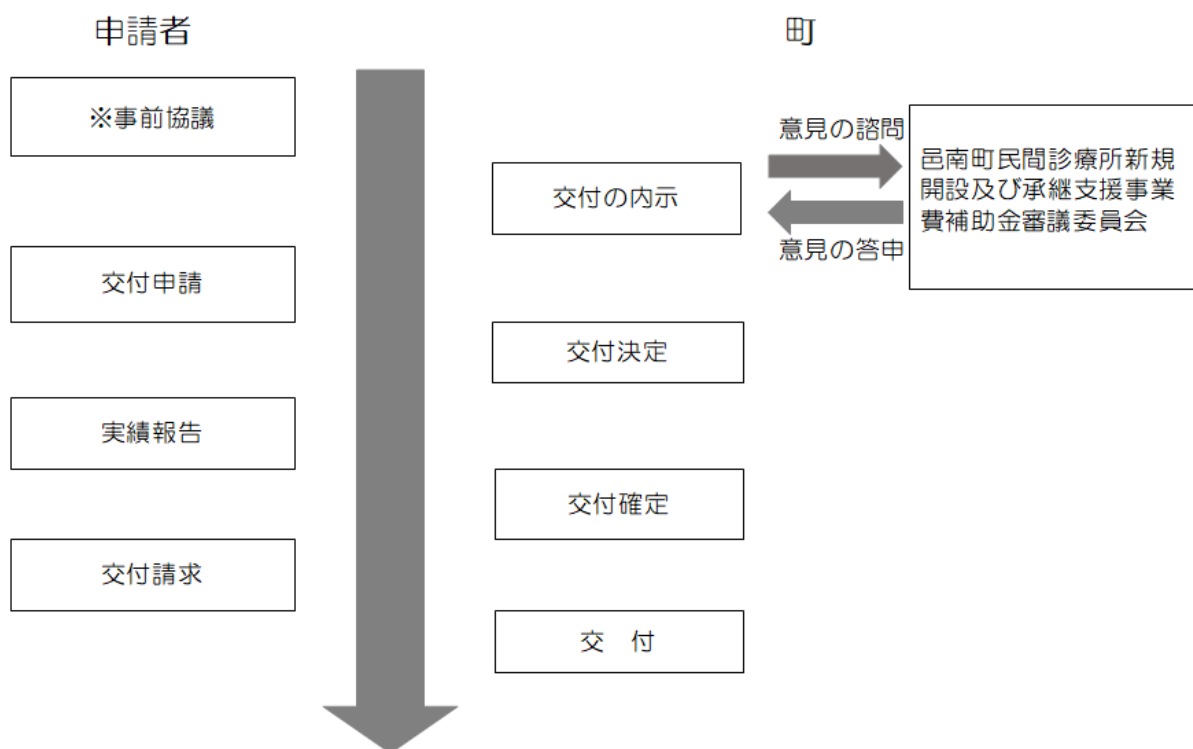
※補助金に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て

5. 申請手続き等

(1) 公募締切

令和6年10月31日（木）17時00分

(2) 申請手続きの基本的な流れ



※事前協議は、原則開設（拡充）しようとする4ヶ月前までに申請が必要です。